

随意契約（相手方指定）調書

件名	事務用パソコン更改に伴う文書管理システム改修委託	No.5200451
工（納）期	平成24年10月 5日	
契約締結日	平成24年 9月20日	
契約金額	819,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士電機株式会社 サービス統括部
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 9. 14

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>事務用パソコン更改に伴う文書管理システム改修委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 富士電機株式会社 サービス統括部 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 代表者 統括部長 笠原 靖</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区が導入している文書管理システムについて、平成24年11月より開始される区職員の事務用パソコン更改に伴い、OS 及び Web ブラウザのバージョンアップを実施した後も継続して当該システムを使用できるよう改修を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定する旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、平成20年10月1日に「文書管理システム導入及び運用支援委託」の契約を区と締結し、文書管理システムの導入及び保守点検の委託を行っているところである。</p> <p>② 本件は、この契約に基づき提供されている文書管理システムの改修であり、当該システムの開発元である上記業者以外の履行は困難である。また、当該システムの著作権は、上記業者が有していることから他社がプログラムの内容を改修することができない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>平成24年9月14日 管理部機種及び業者選定委員会了承</p>